

## 国民健康保険税の年税額の計算例

### 【7割軽減該当世帯の場合】

#### 【例】

○加入者：世帯主（27歳）・子（4歳）

○給与収入：980,000円（給与所得430,000円）

※給与収入を所得金額に換算すると、430,000円になります。

#### 【軽減判定の計算】

軽減判定所得（世帯の合計所得金額）＝**430,000円**

・7割軽減判定の基準≦基礎控除430,000円＋100,000円×（給与所得者等の数－1）

7割軽減判定の基準＝所得430,000円以下

※軽減判定区分が7割軽減に該当し、**均等割額と平等割額が「7割軽減」**となります。

※未就学児に係る均等割額が軽減されます。

#### ① 医療分の計算

○所得割  $(430,000円 - 430,000円) \times 6.80\% = 0円$

○均等割  $(18,500円 \times 1人) - (18,500円 \times 1人 \times 70\%) = 5,550円$

$(5,550円 \times 1人) - (5,550円 \times 1人 \times 50\%) = 2,775円※$

○平等割  $30,000円 - (30,000円 \times 70\%) = 9,000円$

○小計  $0円 + 5,550円 + 2,775円 + 9,000円 = 17,325円$ （百円未満切捨）

＝17,300円（医療分）

#### ② 後期高齢者支援分の計算

○所得割  $(430,000円 - 430,000円) \times 1.70\% = 0円$

○均等割  $(7,000円 \times 1人) - (7,000円 \times 1人 \times 70\%) = 2,100円$

$(2,100円 \times 1人) - (2,100円 \times 1人 \times 50\%) = 1,050円※$

○小計  $0円 + 2,100円 + 1,050円 = 3,150円$ （百円未満切捨）

＝3,100円（後期高齢者支援金分）

#### ③ 介護保険分の計算

世帯員全員が40歳未満のため、介護保険分の課税はありません。 **0円**

#### ◎国民健康保険税額合計

（年税額：①＋②＋③＝17,300円＋3,100円＋0円） **＝ 20,400円**

※国民健康保険に加入している未就学児は均等割額の2分の1を減額します。

## 国民健康保険税の年税額の計算例

### 【2割軽減該当世帯の場合】

#### 【例】

- 加入者：世帯主（63歳）・妻（58歳）・子（19歳）
- 年金収入：夫 2,200,000 円（年金の雑所得 1,375,000 円）
- 所得無し：妻・子 0 円

※年金収入を所得金額に換算すると、1,375,000 円の額になります。

#### 【軽減判定の計算】

軽減判定所得（世帯の合計所得金額）＝**1,375,000 円**

- ・ 7割軽減判定の基準 ≤ 基礎控除 430,000 円 + 100,000 円 × (給与所得者等の数 - 1)  
7割軽減判定の基準 = 所得 430,000 円以下
- ・ 5割軽減判定の基準 ≤ 基礎控除 430,000 円 + 295,000 円 × (被保険者数) + 100,000 円 × (給与所得者等の数 - 1)  
5割軽減判定の基準 = 所得 1,315,000 円以下
- ・ 2割軽減判定の基準 ≤ 基礎控除 430,000 円 + 545,000 円 × (被保険者数) + 100,000 円 × (給与所得者等の数 - 1)  
2割軽減判定の基準 = 所得 2,065,000 円以下

※軽減判定区分が2割軽減に該当し、**均等割額と平等割額が「2割軽減」**となります。

#### ① 医療分の計算

- 所得割 夫 (1,375,000 円 - 430,000 円) × 6.80% = **64,260 円**
- 均等割 (18,500 円 × 3 人) - (18,500 円 × 3 人 × 20%) = **44,400 円**
- 平等割 30,000 円 - (30,000 円 × 20%) = **24,000 円**
- 小計 64,260 円 + 44,400 円 + 24,000 円 = 132,660 円 (百円未満切捨)  
= **132,600 円 (医療分)**

#### ② 後期高齢者支援分の計算

- 所得割 夫 (1,375,000 円 - 430,000 円) × 1.70% = **16,065 円**
- 均等割 (7,000 円 × 3 人) - (7,000 円 × 3 人 × 20%) = **16,800 円**
- 小計 16,065 円 + 16,800 円 = 32,865 円 (百円未満切捨)  
= **32,800 円 (後期高齢者支援分)**

#### ③ 介護保険分の計算

- 所得割 夫 (1,375,000 円 - 430,000 円) × 1.50% = **14,175 円**
- 均等割 (12,000 円 × 2 人) - (12,000 円 × 2 人 × 20%) = **19,200 円**  
※40歳未満の方の介護保険分の課税はありません。
- 小計 14,175 円 + 19,200 円 = 33,375 (百円未満切捨)  
= **33,300 円 (介護保険分)**

#### ◎国民健康保険税額合計

(年税額：①+②+③) = 132,600 円 + 32,800 円 + 33,300 円 = **198,700 円**